

介護給付費等のインターネット請求化に伴う請求省令の見直しについて

別添(参考)
(介護給付費
分科会提出資
料)

【インターネット化及び請求省令の見直しの趣旨】

- サービス事業所等から保険者より委託を受けた都道府県国民健康保険団体連合会に対する介護給付費等の請求方法については、現在、伝送(ISDN回線)、電子媒体(FD、MO、CD-R)及び紙媒体となっている。このうち、伝送については、平成26年11月以降、インターネット回線により請求することを可能とする。(ただし、一定期間ISDN回線も存続。)

(参考) 請求方法の現状

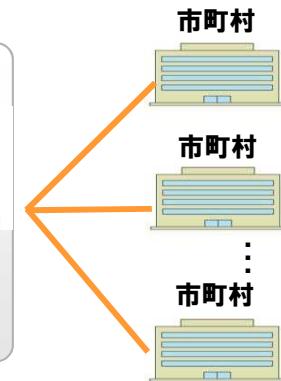
伝送: 82.5%、電子媒体: 14.2%、紙媒体: 3.3% (平成25年7月サービス提供分)

- これに併い、請求省令を改正し、一定の経過措置期間を置いて伝送又は電子媒体による請求を原則義務化する。
- その際、高齢などの理由により、伝送又は電子媒体による請求が困難であるサービス事業所等に対し配慮する観点から、伝送又は電子媒体による請求の例外措置等を定める。

現行



1. 回線の種類: ISDN回線のみ
2. 諸費用: 回線基本料 69,900円
(年間一例) 通信料(従量課金) α 円
合計 69,900円+ α

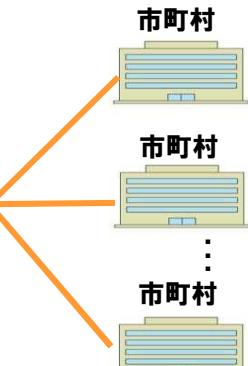


見直し後



1. 回線の種類: ADSL、光ファイバー等のインターネット回線
 2. 諸費用: 回線基本料 39,360円
(年間一例) 電子証明書発行手数料 4,400円※
合計 43,760円
- ※有効期間3年の手数料(13,200円)の1年分を計上。
現行のISDN回線よりも26,140円+ α の減

共同受付センター



SSL暗号化通信等により強固なセキュリティ対策を施す。